

# さいたま市特別職報酬等審議会

## <第1回 資料>

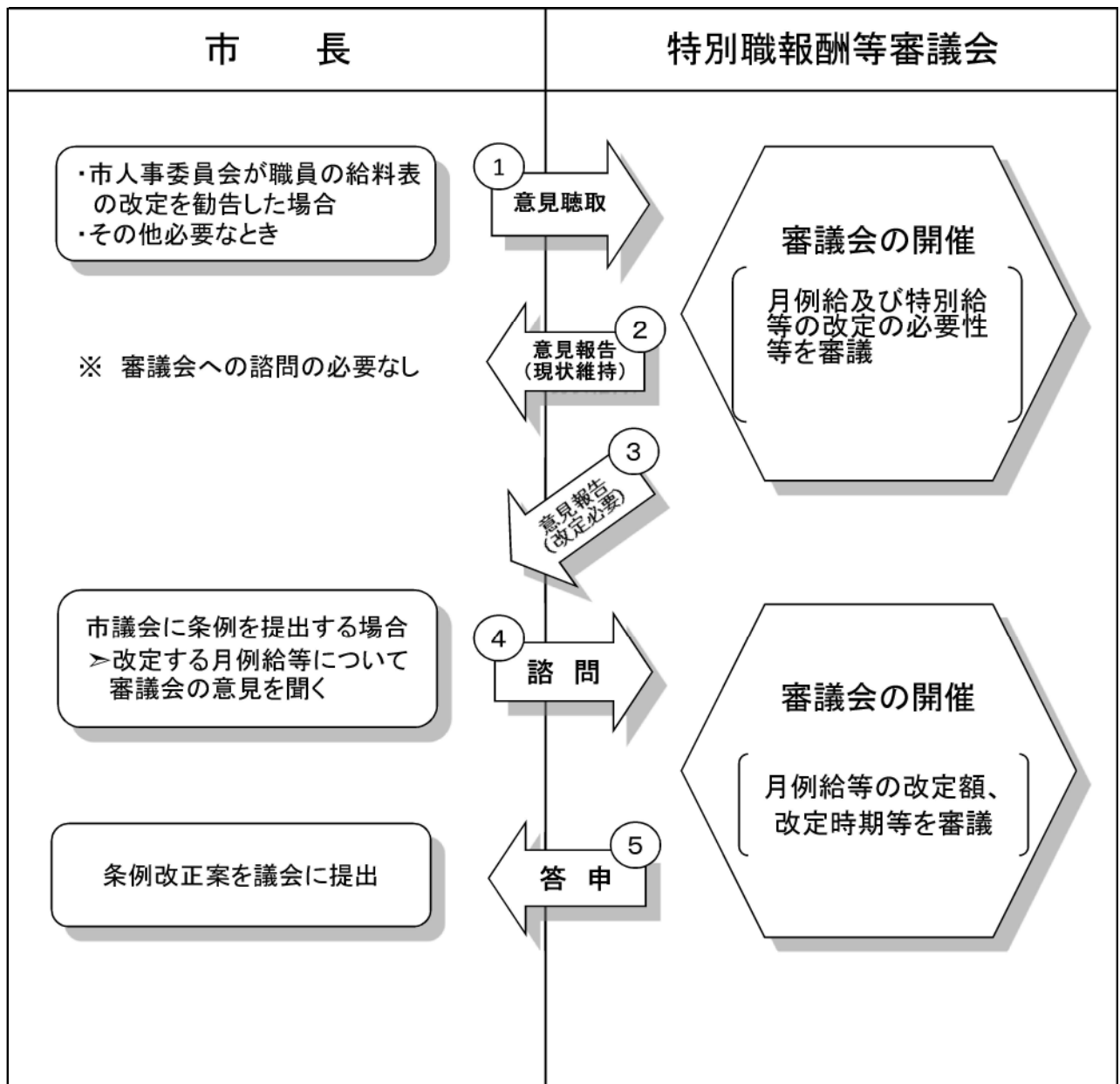
開催日：平成30年10月16日（火）

場 所：ときわ会館5階小ホール

# ＜資料目次＞

<b>1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等</b>	
・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給	2
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	3
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	4
<b>2. 政令指定都市の特別職職員の月例給・特別給</b>	
・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	8
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（議長、副議長、議員）	12
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	17
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	18
・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較	20
<b>3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）</b>	
・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（平成29年度実績）	21
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	22
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	23
・ 平成29年議会運営状況	24
・ 議員の活動内容	26
・ さいたま市議会議員の所得分布	27
・ 地方議会・地方議員の在り方について	28
<b>4. 消費者物価指数・財政状況</b>	
・ 消費者物価地域差指数	29
・ さいたま市の消費者物価指数の推移	31
・ さいたま市の財政状況	32
<b>5. その他</b>	
・ 退職手当の支給割合について	33

# 特別職報酬等審議会の流れ



## 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給

	市長・副市長	市議会議員
月例給	給料	議員報酬
	地域手当(※)	—
特別給	期末手当	期末手当

(※)市長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例による。

### 【参考】

地域手当 : 給料 × 支給割合

### ● 地域手当の支給割合

期間	支給割合
平成22年4月1日～平成28年3月31日	12%
平成28年4月1日～平成29年3月31日	13.4%
平成29年4月1日～平成30年3月31日	14.26%
平成30年4月1日～	15%

月例給・特別給の審議結果と改定状況等

年度	特別報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				月例給及び特別給の改定状況		【参考】一般職の給与の改定状況				【参考】国の指定職（事務次官等）			
	開催回数	審議結果等		審議結果	特別給理由	月例給	特別給	月例給		特別給（期末・勤勉手当）		特別給（期末・勤勉手当）		
		審議結果	理由					改定率（％）	累計（％）	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数	
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市機能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	—	—	(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月	
17								△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月	
18			特別報酬等審議会の開催なし						△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	—	(給料・議員報酬) H20.1.1～ (5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月	
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職員の給与が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	—			(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月	
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申		(期末手当の年間支給月数) H21.12.1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月	
22	2回	据置き	一般職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げを至るまでには至っていないとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申		(期末手当の年間支給月数) H22.12.1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月	
23	2回	据置き	一般職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げを至るまでには至っていないとの結論を報告	—	—			△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	
24	1回	据置き	一般職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げを至るまでには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—			(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	
25	2回	据置き	一般職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—			(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	
26	2回	据置き	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	(期末手当) 引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申		(期末手当の年間支給月数) (0.15月引上げ) ・市長、副市長 3.10月 (H27.4.1～) ・市議会議員 3.10月 (議会が施行を保留)	0.45 (引上げ)	△ 0.32	0.15月 (引上げ)	4.10月	0.15月 (引上げ)	3.10月	
27	2回	据置き・引下げ	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申	(期末手当) 引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	(給料) H28.4.1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当の年間支給月数) H27.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20 (引上げ)	△ 0.12	0.10月 (引上げ)	4.20月	0.05月 (引上げ)	3.15月	
28	2回	据置き	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	(期末手当) 引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申		(期末手当の年間支給月数) H28.12.1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	0.35 (引上げ)	0.23	0.10月 (引上げ)	4.30月	0.10月 (引上げ)	3.25月	
29	2回	据置き	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	(期末手当) 引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申		(期末手当の年間支給月数) H29.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.22 (引上げ)	0.45	0.10月 (引上げ)	4.40月	0.05月 (引上げ)	3.30月	
30								(据置き) (人事委員会勧告)	0.45	0.05月 (人事委員会勧告)	4.45月	0.05月 (人事院勧告)	3.35月	

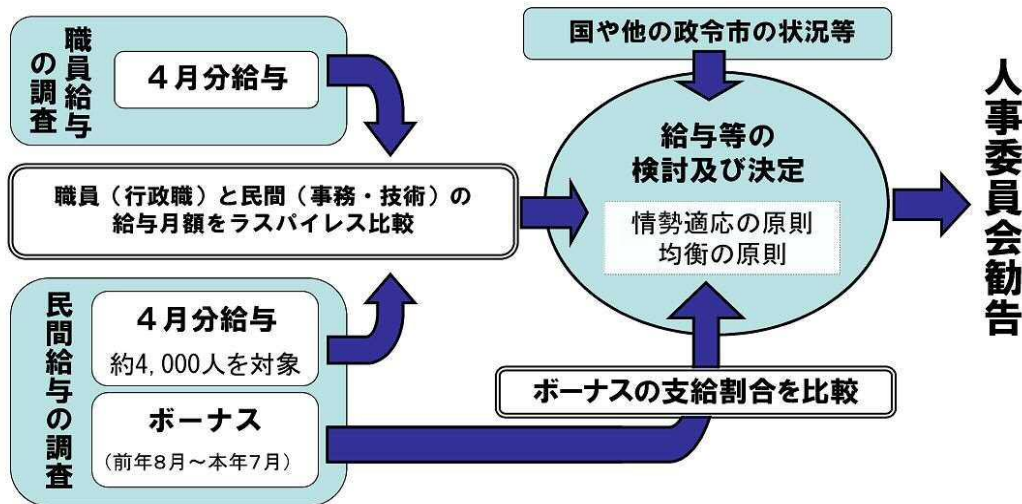
※ 特別報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

# 一般職職員の給与の改定の仕組み

## 1 市人事委員会による給与勧告

### ① 給与勧告の手順

- (1) 4月分の給与月額を比較  
さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。
- (2) ボーナスを比較  
民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

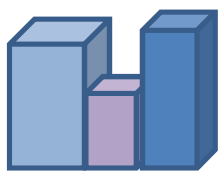


### ② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

## 平成30年職種別民間給与実態調査 (H30.5.1～6.18に実施)


調査対象の事業所  
(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内465事業所中  
120事業所


事業所ごとのボーナスの調査  
(H29.8～H30.7支給分)

調査した従業員  
(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



事務・技術  
3,929人

従業員ごとの4月分給与の調査  
(4月分給与・役職・学歴・年齢)



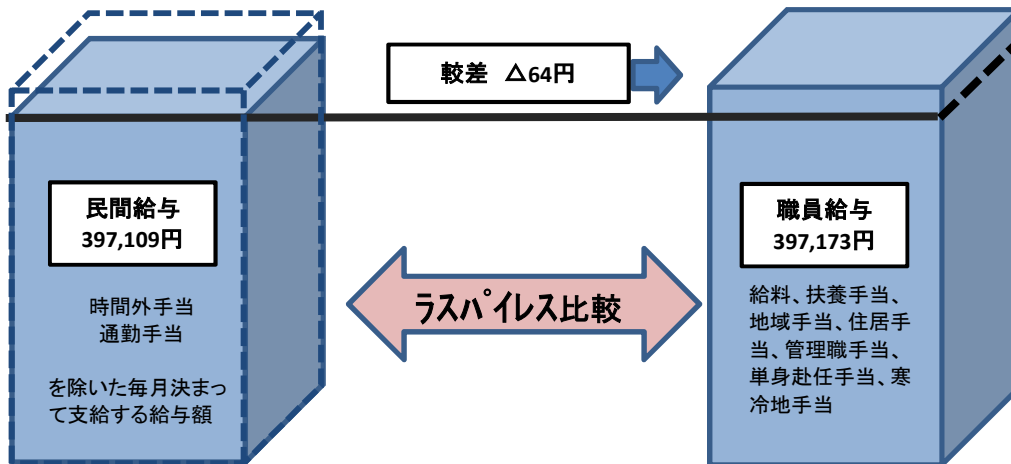
医療・教育等  
445人

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

### ③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

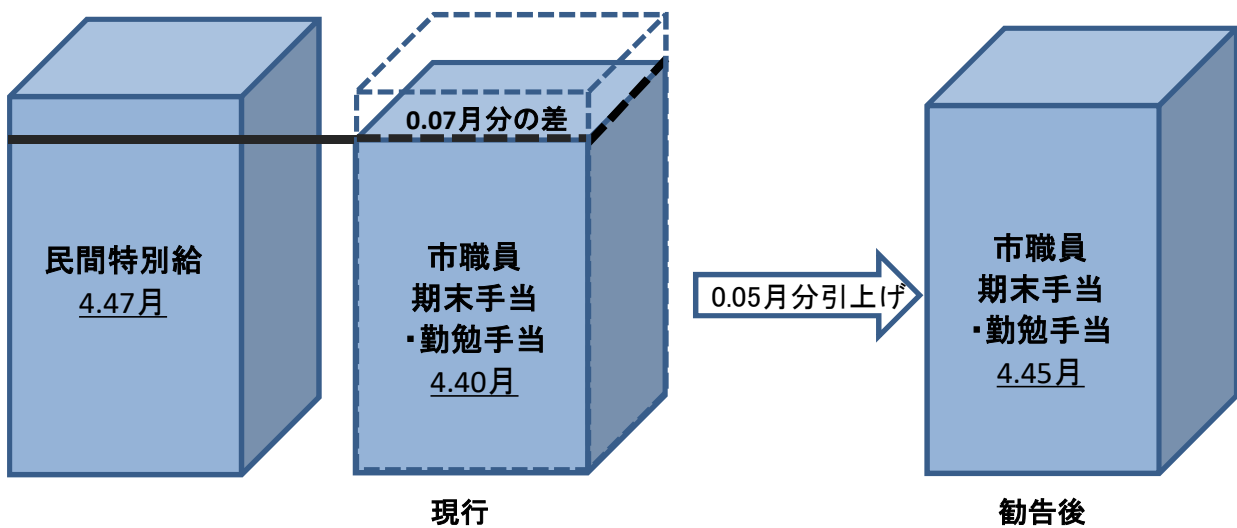
#### ・月例給

本年の民間給与との較差は△64円(△0.02%)と極めて小さいため、改定は行わない  
据置き



#### ・特別給

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を  
0.07月分上回っているため、支給月数を引上げ



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を  
「二捨三入」、「七捨八入」する。

(例) 4.43月～4.47月⇒4.45月      4.48月～4.52月⇒4.50月

## ④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

### 平成30年給与勧告まとめ

<b>1 改定の方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与月額、公民較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、改定なし</li> <li>・ 医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表については、人事院勧告の内容に準じて給料表の引上げ改定</li> <li>・ 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して措置</li> </ul>
<b>2 諸手当</b>
(1) 初任給調整手当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事院勧告の内容に準じて改定</li> </ul>
(2) 期末手当・勤勉手当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ改定。引上げ分は勤勉手当に配分（4.40月分 → 4.45月分）</li> <li>・ 平成31年度以降においては、人事院勧告の内容に準じて、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分</li> </ul>
(3) 宿日直手当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事院勧告の内容を踏まえ、所要の改定</li> </ul>
(4) 扶養手当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ</li> <li>・ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を12,000円とする取扱いを廃止</li> </ul>
<b>3 実施時期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年4月1日から実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、平成30年12月期の支給に関する改定は条例の公布日、平成31年6月期以降の支給に関する改定は平成31年4月1日から実施</li> <li>・ 扶養手当については、平成31年4月1日から実施</li> <li>・ 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)について改定を行う場合は、平成31年4月1日から実施</li> </ul>

## 2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

さいたま市職員の給与勧告は、平成29年まで4年連続で給与月額及び特別給の増額による年間給与額の増加が続いていましたが、本年は、給与月額については据置き、特別給についてはプラス改定となりました。

	給与月額	期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)	平均年間給与額の 増減
平成15年	△4,898円 (△1.13%)	4.40月 (△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円 (0.00%)	据置き (0.02月)	—
平成17年	△1,921円 (△0.45%)	4.45月 (0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円 (△0.11%)	据置き (△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円 (0.06%)	4.50月 (0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円 (0.01%)	据置き (0.02月)	—
平成21年	△791円 (△0.19%)	4.15月 (△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円 (△0.28%)	3.95月 (△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円 (△0.30%)	据置き (0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円 (0.05%)	据置き (0.02月)	—
平成25年	据置き△87円 (△0.02%)	据置き (0.01月)	—
平成26年	1,785円 (0.45%)	4.10月 (0.15月)	8.5万円
平成27年	798円 (0.20%)	4.20月 (0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円 (0.35%)	4.30月 (0.10月)	5.9万円
平成29年	882円 (0.22%)	4.40月 (0.10月)	5.2万円
平成30年	△64円 (△0.02%)	4.45月 (0.05月)	2.0万円

(注) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。



### 3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 市長 >

(単位:円)

区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
札幌市	1,140,000	1,280,000	12.3%	H4.12.1	1,280,000	3%	38,400	1,318,400	15,820,800	3.30	6,276,864	22,097,664
仙台市	1,330,000	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	1,310,000	6%	78,600	1,388,600	16,663,200	3.30	6,579,606	23,242,806
新潟市	1,163,000	1,167,000	0.3%	H28.4.1	1,167,000	0%	0	1,167,000	14,004,000	3.10	4,341,240	18,345,240
千葉市	1,300,000	1,317,000	1.3%	H30.4.1	1,317,000	0%	0	1,317,000	15,804,000	4.40	6,953,760	22,757,760
川崎市	1,250,000	1,200,000	-4.0%	H29.4.1	1,200,000	16%	192,000	1,392,000	16,704,000	3.30	6,502,320	23,206,320
横浜市	1,428,000	1,599,000	12.0%	H28.4.1	1,599,000	0%	0	1,599,000	19,188,000	4.45	8,538,660	27,726,660
相模原市	1,088,000	1,142,000	5.0%	H9.4.1	1,142,000	12%	137,040	1,279,040	15,348,480	3.30	6,007,148	21,355,628
静岡市	1,160,000	1,250,000	7.8%	H19.4.1	1,250,000	0%	0	1,250,000	15,000,000	4.35	6,525,000	21,525,000
浜松市	1,160,000	1,277,000	10.1%	H19.4.1	1,277,000	0%	0	1,277,000	15,324,000	4.635	5,918,895	21,242,895
名古屋市	1,494,000	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	1,467,000	15%	220,050	1,687,050	20,244,600	3.30	7,890,992	28,135,592
京都市	1,300,000	1,390,000	6.9%	H8.7.1	1,390,000	10%	139,000	1,529,000	18,348,000	3.30	7,201,590	25,549,590
大阪市	1,420,000	1,669,000	17.5%	H27.12.19	1,669,000	0%	0	1,669,000	20,028,000	4.10	8,211,480	28,239,480
堺市	1,090,000	1,190,000	9.2%	H9.4.1	1,190,000	10%	119,000	1,309,000	15,708,000	4.40	6,911,520	22,619,520
神戸市	1,250,000	1,410,000	12.8%	H4.5.1	1,410,000	12%	169,200	1,579,200	18,950,400	4.35	8,243,424	27,193,824
岡山市	1,240,000	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	1,160,000	3%	34,800	1,194,800	14,337,600	4.40	6,308,544	20,646,144
広島市	1,280,000	1,310,000	2.3%	H8.1.1	1,310,000	3%	39,300	1,349,300	16,191,600	4.40	7,124,304	23,315,904
北九州市	1,340,000	1,230,000	-8.2%	H26.11.1	1,230,000	3%	36,900	1,266,900	15,202,800	3.25	5,840,347	21,043,147
福岡市	1,350,000	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	1,300,000	10%	130,000	1,430,000	17,160,000	3.30	6,735,300	23,895,300
熊本市	1,186,000	1,188,000	0.2%	H30.4.1	1,188,000	0%	0	1,188,000	14,256,000	3.30	4,704,480	18,960,480
平均	1,261,526	1,308,211	3.7%	—	1,308,211	—	70,226	1,378,436	16,541,236	3.802	6,674,499	23,215,734
さいたま市	1,243,000	1,210,000	-2.7%	H28.4.1	1,210,000	15%	181,500	1,391,500	16,698,000	3.30	6,508,589	23,206,589

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	1,420,000	0%	0	1,420,000	17,040,000	3.30	6,794,700	23,834,700
-------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 副市長 >

(単位:円)

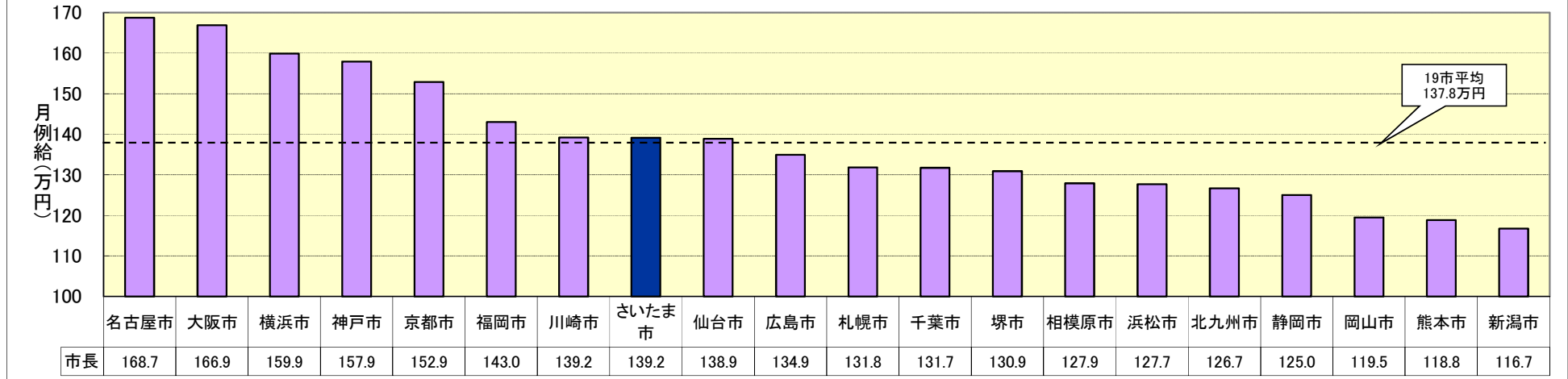
区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
札幌市	920,000	1,030,000	12.0%	H4.12.1	1,030,000	3%	30,900	1,060,900	12,730,800	3.30	5,050,913	17,781,713
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	1,020,000	6%	61,200	1,081,200	12,974,400	3.30	5,123,052	18,097,452
新潟市	939,000	942,000	0.3%	H28.4.1	942,000	0%	0	942,000	11,304,000	3.10	3,504,240	14,808,240
千葉市	1,050,000	1,064,000	1.3%	H30.4.1	1,064,000	0%	0	1,064,000	12,768,000	4.40	5,617,920	18,385,920
川崎市	990,000	950,000	-4.0%	H29.4.1	950,000	16%	152,000	1,102,000	13,224,000	3.30	5,147,670	18,371,670
横浜市	1,148,000	1,285,000	11.9%	H28.4.1	1,285,000	0%	0	1,285,000	15,420,000	4.45	6,861,900	22,281,900
相模原市	891,000	935,000	4.9%	H9.4.1	935,000	12%	112,200	1,047,200	12,566,400	3.30	4,918,286	17,484,686
静岡市	—	940,000	—	H15.4.1	940,000	0%	0	940,000	11,280,000	4.35	4,906,800	16,186,800
浜松市	931,000	928,000	-0.3%	H19.4.1	928,000	0%	0	928,000	11,136,000	4.635	4,301,280	15,437,280
名古屋市	1,161,000	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	1,100,000	15%	165,000	1,265,000	15,180,000	3.30	5,916,900	21,096,900
京都市	1,030,000	1,100,000	6.8%	H8.7.1	1,100,000	10%	110,000	1,210,000	14,520,000	3.30	5,699,100	20,219,100
大阪市	1,130,000	1,096,000	-3.0%	H27.12.19	1,096,000	0%	0	1,096,000	13,152,000	4.10	5,392,320	18,544,320
堺市	900,000	990,000	10.0%	H9.4.1	990,000	10%	99,000	1,089,000	13,068,000	4.40	5,749,920	18,817,920
神戸市	980,000	1,110,000	13.3%	H4.5.1	1,110,000	12%	133,200	1,243,200	14,918,400	4.35	6,489,504	21,407,904
岡山市	990,000	920,000	-7.1%	H21.8.1	920,000	3%	27,600	947,600	11,371,200	4.40	5,003,328	16,374,528
広島市	1,020,000	1,050,000	2.9%	H8.1.1	1,050,000	3%	31,500	1,081,500	12,978,000	4.40	5,710,320	18,688,320
北九州市	1,060,000	980,000	-7.5%	H26.11.1	980,000	3%	29,400	1,009,400	12,112,800	3.25	4,653,285	16,766,085
福岡市	1,080,000	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	1,040,000	10%	104,000	1,144,000	13,728,000	3.30	5,388,240	19,116,240
熊本市	944,000	946,000	0.2%	H30.4.1	946,000	0%	0	946,000	11,352,000	3.30	3,746,160	15,098,160
平均	1,010,778	1,022,421	1.2%	—	1,022,421	—	55,579	1,078,000	12,936,000	3.802	5,220,060	18,156,060
さいたま市	977,000	951,000	-2.7%	H28.4.1	951,000	15%	142,650	1,093,650	13,123,800	3.30	5,115,428	18,239,228

< 参考 >

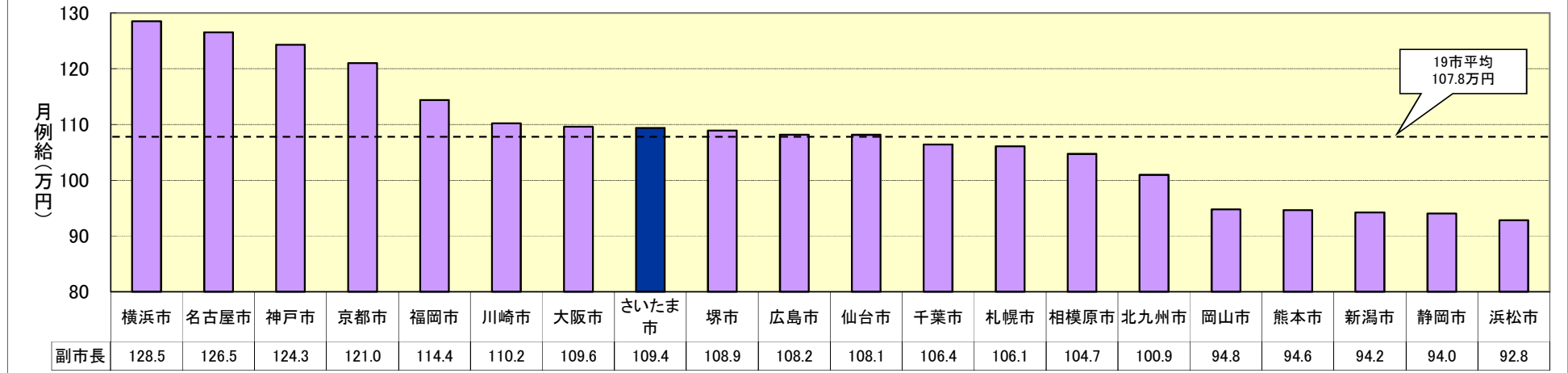
埼玉県副知事	1,150,000	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	1,134,000	0%	0	1,134,000	13,608,000	3.30	5,426,190	19,034,190
--------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	-----------	------------

## 政令指定都市の市長及び副市長の月例給比較

### 《 市 長 》

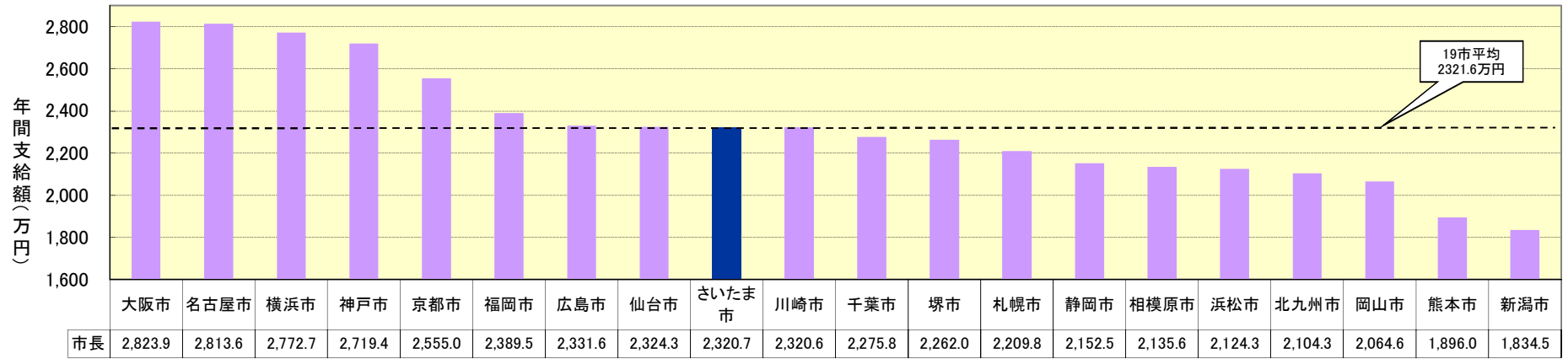


### 《 副 市 長 》

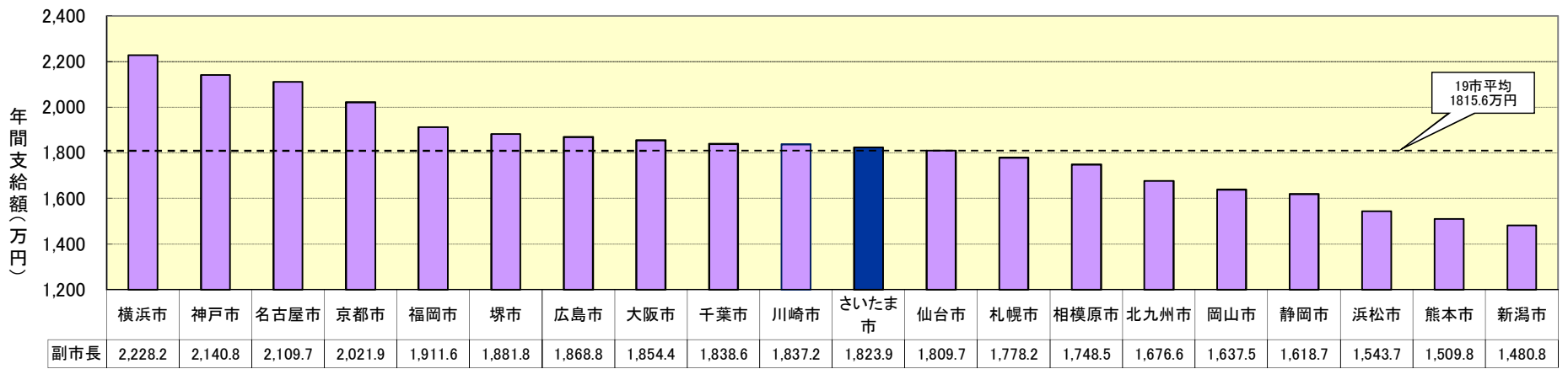


## 政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較

### 《 市 長 》



### 《 副 市 長 》



## 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

### < 議 長 >

(単位:円)

区 分	議員報酬月額(月例給)				年 間 支 給 額			総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		
						支給月数	年額	
札幌市	930,000	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	3.30	4,976,400	17,456,400
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	3.30	4,880,700	17,120,700
新潟市	778,000	781,000	0.4%	H28.4.1	9,372,000	3.10	2,905,320	12,277,320
千葉市	980,000	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4.40	4,910,400	16,070,400
川崎市	1,080,000	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	3.30	4,928,550	17,288,550
横浜市	1,200,000	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	4.45	6,295,860	20,443,860
相模原市	738,000	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3.30	3,727,514	13,075,514
静岡市	—	824,000	—	H15.4.1	9,888,000	4.35	4,301,280	14,189,280
浜松市	824,000	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	4.635	3,721,905	13,357,905
名古屋市	1,250,000	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	3.10	5,506,374	20,206,374
京都市	1,050,000	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	3.30	5,359,200	18,799,200
大阪市	1,200,000	1,080,000	-10.0%	H27.4.30	12,960,000	3.95	5,119,200	18,079,200
堺市	900,000	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4.40	5,016,000	16,416,000
神戸市	1,010,000	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	4.35	5,950,800	19,630,800
岡山市	780,000	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4.40	4,488,000	14,688,000
広島市	1,030,000	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	4.40	5,596,800	18,316,800
北九州市	960,000	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	3.25	5,048,062	18,128,062
福岡市	930,000	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	3.30	5,072,100	17,792,100
熊本市	818,000	819,000	0.1%	H30.4.1	9,828,000	3.30	3,243,240	13,071,240
平均	971,556	988,421	1.7%	—	11,861,053	3.783	4,791,984	16,653,037
さいたま市	1,030,000	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	3.30	4,674,944	16,398,944

### < 参 考 >

埼玉県議長	1,160,000	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	3.30	5,474,040	19,202,040
-------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

## 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

### < 副議長 >

(単位:円)

区分	議員報酬月額(月例給)				年間支給額			総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		
						支給月数	年額	
札幌市	850,000	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	3.30	4,545,749	15,945,749
仙台市	920,000	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	3.30	4,354,350	15,274,350
新潟市	700,000	703,000	0.4%	H28.4.1	8,436,000	3.10	2,615,160	11,051,160
千葉市	880,000	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	4.40	4,435,200	14,515,200
川崎市	960,000	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	3.30	4,402,200	15,442,200
横浜市	1,080,000	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	4.45	5,665,740	18,397,740
相模原市	672,000	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3.30	3,411,704	11,967,704
静岡市	—	735,000	—	H15.4.1	8,820,000	4.35	3,836,700	12,656,700
浜松市	735,000	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	4.635	3,323,295	11,927,295
名古屋市	1,100,000	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	3.10	4,845,610	17,781,610
京都市	960,000	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	3.30	4,928,550	17,288,550
大阪市	1,060,000	960,000	-9.4%	H27.4.30	11,520,000	3.95	4,550,400	16,070,400
堺市	750,000	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4.40	4,488,000	14,688,000
神戸市	920,000	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	4.35	5,428,800	17,908,800
岡山市	710,000	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	4.40	4,065,600	13,305,600
広島市	910,000	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4.40	4,910,400	16,070,400
北九州市	860,000	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	3.25	4,538,625	16,298,625
福岡市	850,000	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	3.30	4,641,450	16,281,450
熊本市	744,000	745,000	0.1%	H30.4.1	8,940,000	3.30	2,950,200	11,890,200
平均	870,056	889,579	2.2%	—	10,674,947	3.783	4,312,512	14,987,460
さいたま市	920,000	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3.30	4,177,304	14,653,304

### < 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	3.30	4,861,560	17,053,560
--------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

## 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

< 議員 >

(単位:円)

区 分	議員報酬月額(月例給)				年 間 支 給 額			
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		総額
						支給月数	年額	
札幌市	760,000	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3.30	4,115,100	14,435,100
仙台市	850,000	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	3.30	4,019,400	14,099,400
新潟市	653,000	655,000	0.3%	H28.4.1	7,860,000	3.10	2,436,600	10,296,600
千葉市	810,000	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	4.40	4,065,600	13,305,600
川崎市	870,000	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3.30	3,971,550	13,931,550
横浜市	970,000	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4.45	5,089,020	16,525,020
相模原市	638,000	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	3.30	3,205,950	11,245,950
静岡市	—	663,000	—	H15.4.1	7,956,000	4.35	3,460,860	11,416,860
浜松市	665,000	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	4.635	3,003,480	10,779,480
名古屋市	1,010,000	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	3.10	4,450,050	16,330,050
京都市	890,000	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	3.30	4,593,600	16,113,600
大阪市	970,000	880,000	-9.3%	H27.4.30	10,560,000	3.95	4,171,200	14,731,200
堺市	680,000	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	4.40	4,118,400	13,478,400
神戸市	820,000	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4.35	4,854,600	16,014,600
岡山市	660,000	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	4.40	3,748,800	12,268,800
広島市	840,000	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4.40	4,540,800	14,860,800
北九州市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.25	4,075,500	14,635,500
福岡市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.30	4,210,800	14,770,800
熊本市	674,000	675,000	0.1%	H30.4.1	8,100,000	3.30	2,673,000	10,773,000
平均	794,444	812,316	2.2%	—	9,747,789	3.783	3,937,069	13,684,858
さいたま市	850,000	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3.30	3,861,494	13,545,494

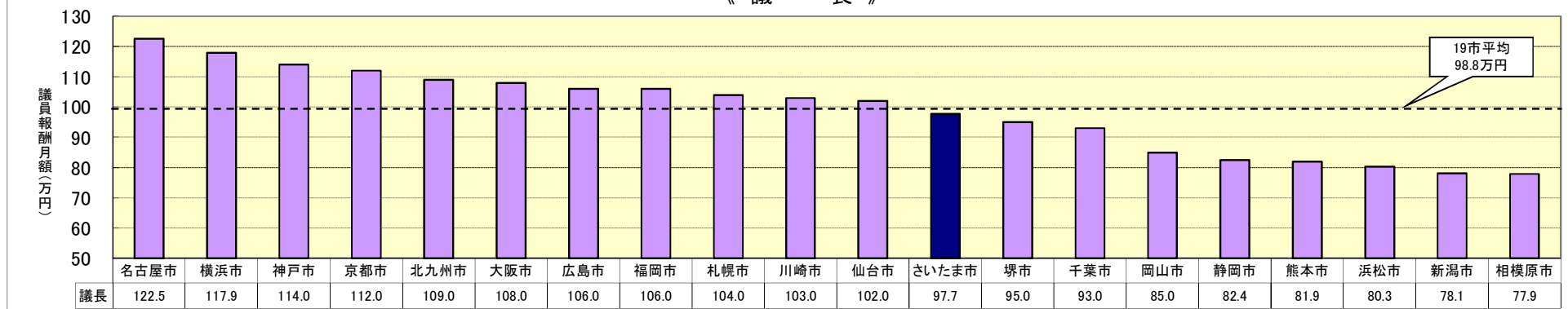
< 参考 >

埼玉県議員	940,000	927,000	-1.4%	H18.4.1	11,124,000	3.30	4,435,694	15,559,694
-------	---------	---------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

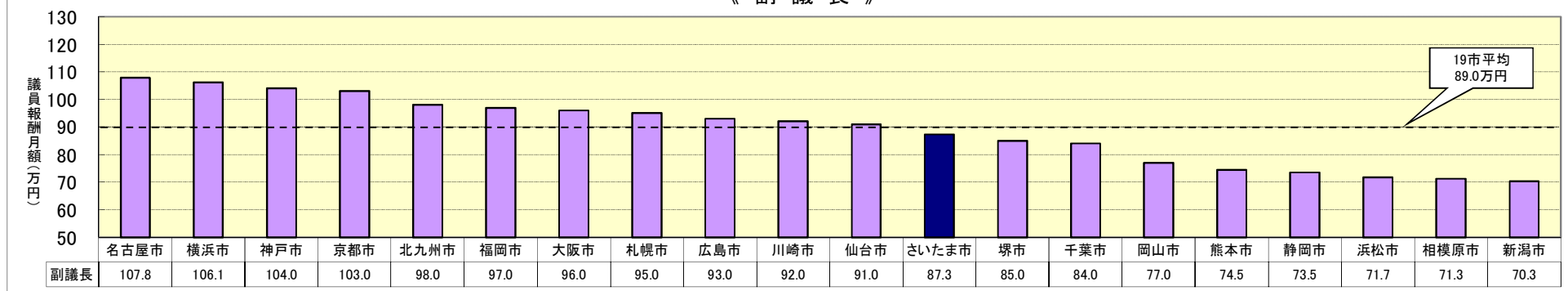


## 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較

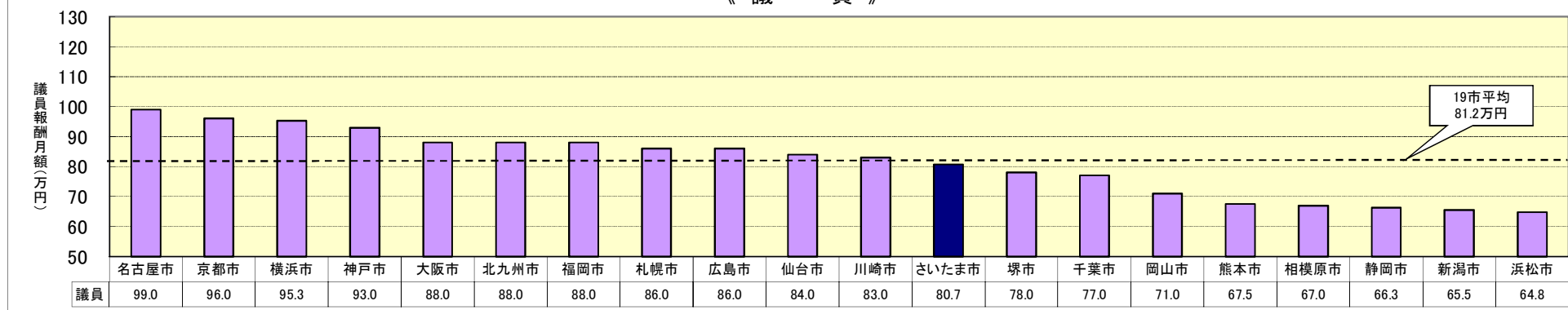
### 《 議 長 》



### 《 副 議 長 》

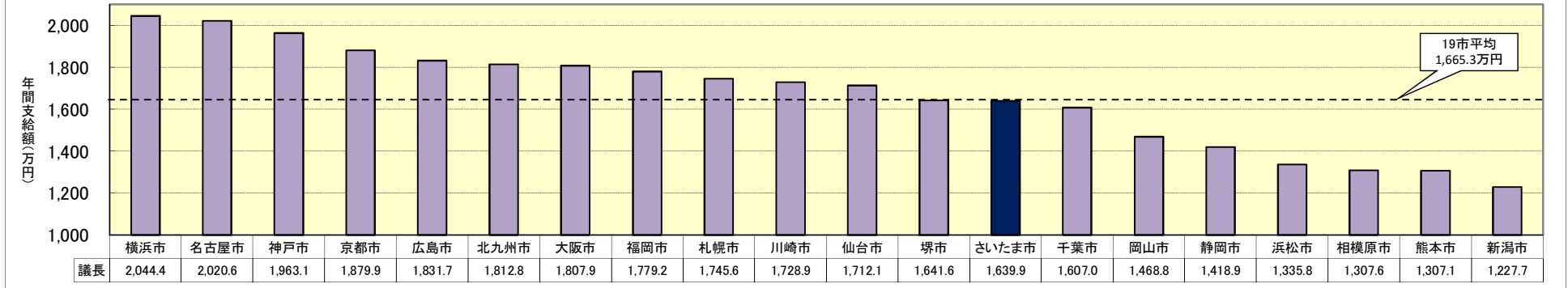


### 《 議 員 》

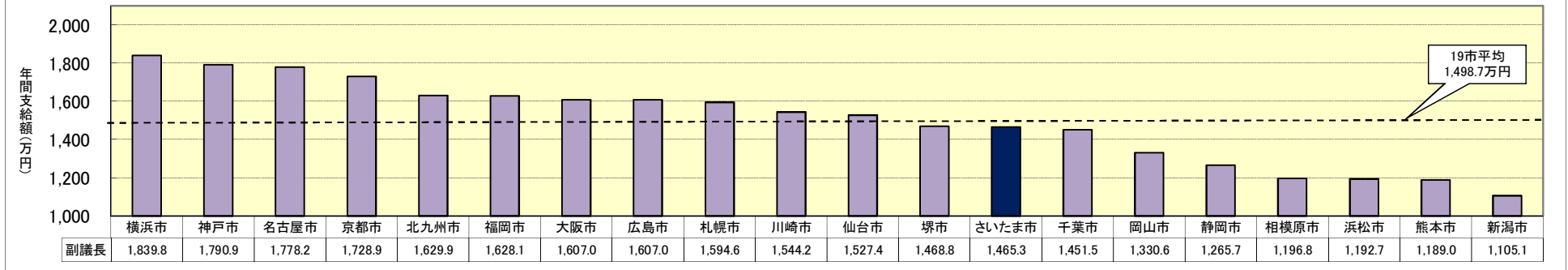


## 政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較

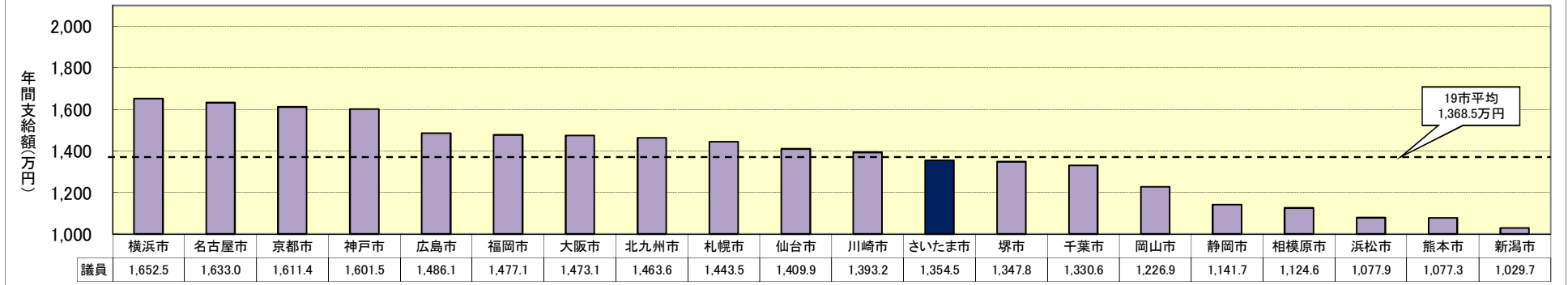
### 《 議 長 》



### 《 副 議 長 》



### 《 議 員 》



政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況（平成28年度普通会計決算額）

（単位：千円）

都市名	住民基本 台帳人口(人)① (H29.1.1現在)	歳 入					歳 出												
		歳入総額②	市 税			歳出総額④	人 件 費					市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額							
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位		市民1人 当たり市税 (③÷①)	支出額⑤	歳出に占める割合 (⑤÷④)	順位	市税に占める割合 (⑤÷③)	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計⑥	歳出に占める割合 (⑥÷④)	順位	市税に占める割合 (⑥÷③)	順位
札幌市	1,947,494	921,026,080	288,105,811	31.3%	18	148	911,330,611	92,193,335	10.1%	2	32.0%	7	75,443	986,119	1,061,562	0.12%	3	0.37%	6
仙台市	1,058,517	488,893,356	188,524,392	38.6%	11	178	474,312,320	66,708,946	14.1%	9	35.4%	10	77,536	779,664	857,200	0.18%	13	0.45%	12
新潟市	800,112	356,388,020	119,620,971	33.6%	17	150	354,178,640	50,903,699	14.4%	10	42.6%	18	62,770	527,862	590,632	0.17%	10	0.49%	15
千葉市	965,607	406,047,661	176,693,058	43.5%	7	183	400,622,162	53,903,251	13.5%	6	30.5%	5	77,916	669,255	747,171	0.19%	14	0.42%	8
川崎市	1,474,167	611,469,829	305,359,845	49.9%	1	207	606,991,762	91,452,273	15.1%	13	29.9%	4	78,322	840,761	919,083	0.15%	6	0.30%	4
横浜市	3,735,843	1,559,291,408	720,759,941	46.2%	4	193	1,541,514,629	199,214,853	12.9%	5	27.6%	2	116,855	1,426,944	1,543,799	0.10%	2	0.21%	2
相模原市	716,981	257,348,347	112,673,085	43.8%	6	157	250,133,191	42,734,698	17.1%	20	37.9%	13	73,810	519,866	593,676	0.24%	20	0.53%	16
静岡市	709,041	282,495,755	126,329,812	44.7%	5	178	277,023,202	46,025,557	16.6%	19	36.4%	12	53,899	552,022	605,921	0.22%	18	0.48%	14
浜松市	807,893	304,235,854	129,851,562	42.7%	8	161	295,025,747	43,255,475	14.7%	12	33.3%	9	67,555	499,583	567,138	0.19%	15	0.44%	10
名古屋市	2,279,194	1,071,979,165	510,712,775	47.6%	3	224	1,059,912,891	161,429,460	15.2%	14	31.6%	6	91,427	1,230,082	1,321,509	0.12%	4	0.26%	3
京都市	1,418,340	699,584,539	251,644,020	36.0%	15	177	697,002,929	110,351,486	15.8%	16	43.9%	19	86,207	1,083,472	1,169,679	0.17%	11	0.46%	13
大阪市	2,691,425	1,574,838,314	659,473,476	41.9%	9	245	1,572,847,730	196,518,855	12.5%	4	29.8%	3	83,873	1,271,571	1,355,444	0.09%	1	0.21%	1
堺市	844,030	353,275,953	132,380,979	37.5%	12	157	349,889,132	47,971,769	13.7%	7	36.2%	11	79,074	651,111	730,185	0.21%	17	0.55%	18
神戸市	1,546,255	756,603,958	272,271,795	36.0%	14	176	743,996,812	115,160,206	15.5%	15	42.3%	17	91,418	1,110,518	1,201,936	0.16%	9	0.44%	11
岡山市	708,652	288,551,072	114,512,367	39.7%	10	162	278,930,700	45,383,922	16.3%	17	39.6%	14	53,396	567,821	621,217	0.22%	19	0.54%	17
広島市	1,193,857	577,188,080	208,883,958	36.2%	13	175	572,855,024	83,454,839	14.6%	11	40.0%	15	79,381	807,149	886,530	0.15%	7	0.42%	9
北九州市	966,628	519,454,118	156,126,761	30.1%	19	162	515,520,175	64,365,833	12.5%	3	41.2%	16	71,342	839,380	910,722	0.18%	12	0.58%	20
福岡市	1,514,924	808,157,496	288,287,809	35.7%	16	190	793,768,959	75,417,348	9.5%	1	26.2%	1	81,245	920,322	1,001,567	0.13%	5	0.35%	5
熊本市	733,844	375,756,318	98,115,570	26.1%	20	134	364,822,404	50,188,931	13.8%	8	51.2%	20	49,157	520,520	569,677	0.16%	8	0.58%	19
平均	1,374,358	642,767,649	255,806,736	39.8%		186	634,772,580	86,138,670	13.6%		33.7%		76,349	831,791	908,139	0.14%		0.36%	
さいたま市	1,281,414	462,254,253	230,091,060	49.8%	2	180	452,230,687	74,193,544	16.4%	18	32.2%	8	77,925	816,691	894,616	0.20%	16	0.39%	7

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

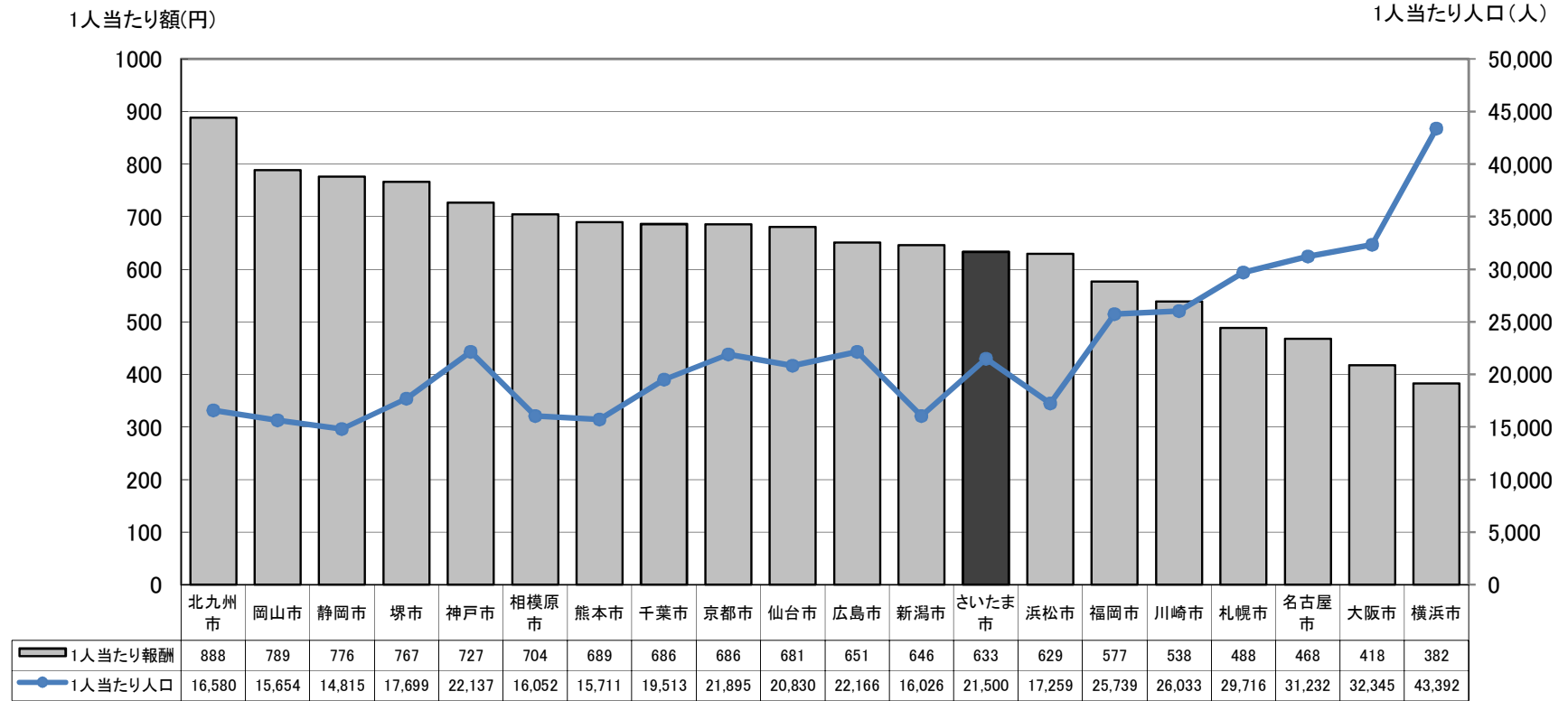
※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

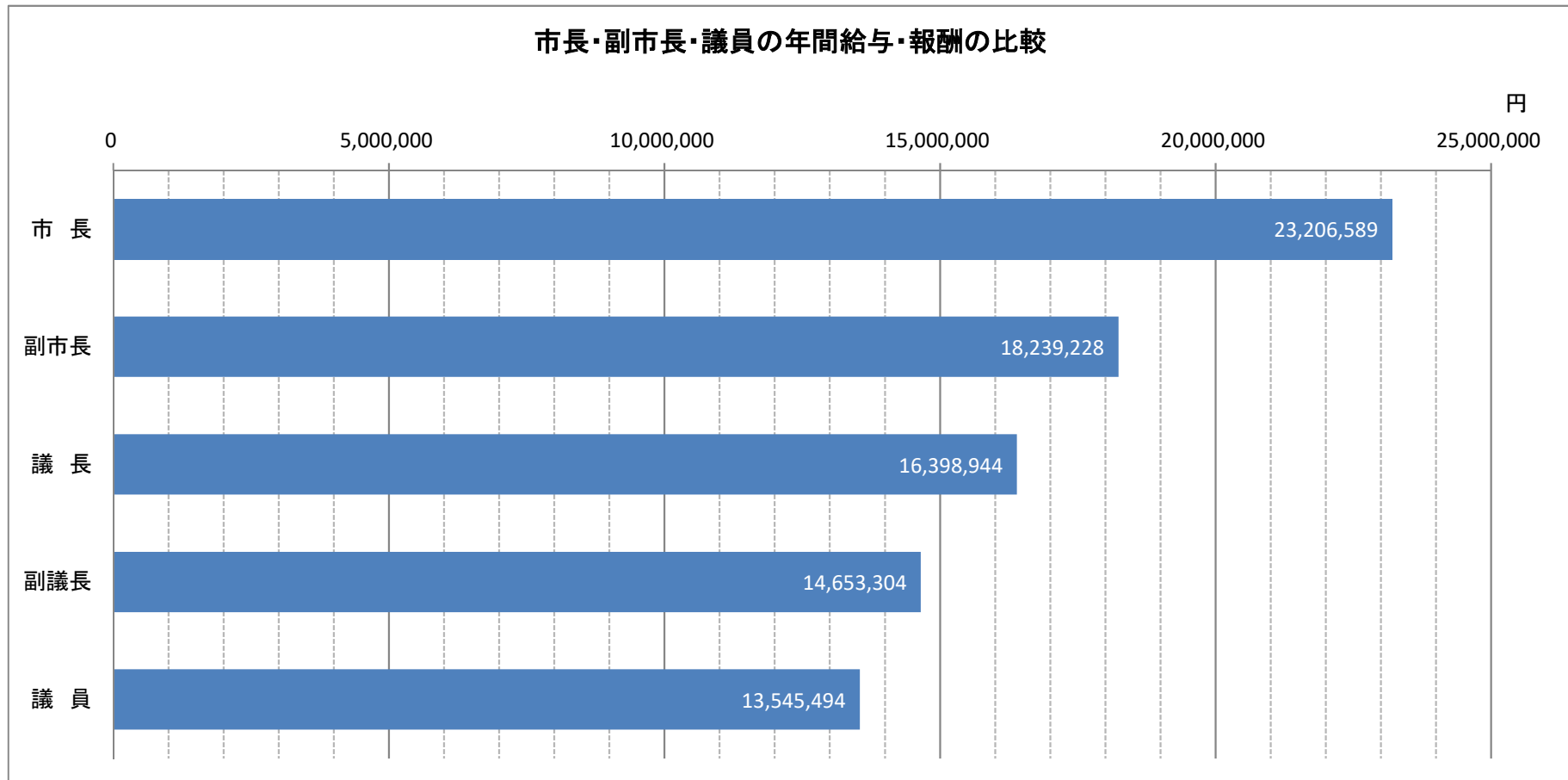
※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は28年度の条例定数に基づき算出。

政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

都 市 名	推計人口 <sup>(人)</sup> (H30.4.1)	面積 (km <sup>2</sup> )	行政区の数	議員定数等 <sup>(人)</sup>		報酬年間総額 <sup>(円)</sup> (減額後)	市民1人 当たり額 <sup>(円)</sup> (報酬年間総額/人口)	議員1人当たり人口 <sup>(人)</sup> (人口/現員数)
				条例	現員数			
札幌市	1,961,225	1,121.26	10	68	66	957,248,549	488	29,716
仙台市	1,083,148	786.30	5	55	52	737,365,050	681	20,830
千葉市	975,669	271.77	6	50	50	669,254,400	686	19,513
川崎市	1,509,887	144.35	7	60	58	812,897,550	538	26,033
横浜市	3,731,706	435.43	18	86	86	1,426,943,280	382	43,392
相模原市	722,334	328.91	3	46	45	508,619,068	704	16,052
新潟市	801,298	726.45	8	51	50	517,565,280	646	16,026
静岡市	696,291	1,411.90	3	48	47	540,604,680	776	14,815
浜松市	793,904	1,558.06	7	46	46	499,582,320	629	17,259
名古屋市	2,311,132	326.45	16	75	74	1,081,302,184	468	31,232
京都市	1,466,937	827.83	11	67	67	1,006,011,750	686	21,895
大阪市	2,716,989	225.21	24	86	84	1,134,852,000	418	32,345
堺市	831,858	149.82	7	48	47	637,632,000	767	17,699
神戸市	1,527,481	557.02	9	69	69	1,110,517,800	727	22,137
岡山市	720,066	789.95	4	46	46	567,820,800	789	15,654
広島市	1,196,961	906.53	8	54	54	779,122,800	651	22,166
北九州市	945,061	491.95	7	57	57	839,379,187	888	16,580
福岡市	1,570,095	343.39	7	62	61	905,550,750	577	25,739
熊本市	738,407	390.32	5	48	47	508,996,320	689	15,711
平均	1,384,234	620.68	8.7	59.1	58.2	802,171,883	580	23,780
さいたま市	1,290,029	217.43	10	60	60	816,690,900	633	21,500

### 政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額・議員1人当たり人口数の比較





単位:円

	年間給料・報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,520,000	2,178,000	実費支給	6,508,589	23,206,589
副市長	11,412,000	1,711,800	実費支給	5,115,428	18,239,228
議長	11,724,000	なし	なし	4,674,944	16,398,944
副議長	10,476,000	なし	なし	4,177,304	14,653,304
議員	9,684,000	なし	なし	3,861,494	13,545,494

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(平成29年度実績)

		札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市	
本会議	議会開催数	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	1	3	4	2	4	4	4	4	4	4	3.6	4
	本会議日数	20	30	38	25	18	31	27	23	21	25	20	16	23	21	34	22	23	27	25	25	24.7	32
常任委員会	委員会数	6	5	5	5	8	5	4	6	5	6	5	6	6	6	6	6	6	5	7	7	5.7	6
	開催日数 (延べ)	29	61	28	47	27	41	28	18	66	72	101	31	16	33	67	17	56	41	18	18	41.9	100
特別委員会	委員会数	3	6	2	1	5	6	4	-	5	6	-	3	4	3	4	3	-	4	3	3	3.3	7
	開催日数 (延べ)	30	87	25	18	45	31	17	8	26	34	72	27	22	41	33	39	14	40	18	18	33.0	70
議会運営委員会	開催日数 (延べ)	21	30	14	19	30	31	37	19	14	27	38	22	23	29	26	20	22	19	18	18	24.2	54
合計		100	208	105	109	120	134	109	68	127	158	231	96	84	124	160	98	115	127	79	79	123.8	256

注1) 委員会数は、平成30年7月1日現在

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市予算委員会は常任委員会として設置。

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		平成27年	平成28年	平成29年
本 会 議 ①		29	30	35
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	18	39	18
	文教委員会 (定数12人)	11	26	19
	市民生活委員会 (定数12人)	13	19	12
	保健福祉委員会 (定数12人)	18	15	17
	まちづくり委員会 (定数12人)	11	15	16
	予算委員会 (定数20人)	26	27	30
	開催日数小計(延べ) ②	97	141	112
平均開催日数 ③	16.2	23.5	18.7	
特別 委員 会	開催日数	56	90	78
	(特別委員会の数)	9	10	10
	平均開催日数 ④	6.2	9.0	7.8
合 計 (①+③+④)		51.4	62.5	61.5

【参考】

		平成27年	平成28年	平成29年
議会運営委員会 (定数12人) ⑤		43	57	72



さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
平成27年	2月定例会	95	4	2	7	108
	5月臨時会	3	0	0	1	4
	6月定例会	33	5	3	13	54
	9月定例会	26	3	4	20	53
	12月定例会	63	2	2	20	87
	計	220	14	11	61	306
平成28年	2月定例会	74	2	2	12	90
	6月定例会	40	2	3	17	62
	9月定例会	20	8	5	25	58
	12月定例会	37	7	1	22	67
	計	171	19	11	76	277
平成29年	2月定例会	109	0	1	19	129
	6月定例会	31	0	1	27	59
	9月定例会	44	3	0	14	61
	12月定例会	44	1	0	23	68
	計	228	4	2	83	317

- 注1) 平成27年2月定例会の請願には、平成26年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。  
 注2) 平成27年9月定例会の市長提出議案には、平成27年6月定例会で継続審査となった議案2件を含む。  
 注3) 平成27年9月定例会の請願には、平成27年6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。  
 注4) 平成27年12月定例会の請願には、平成27年9月定例会で継続審査となった請願9件を含む。  
 注5) 平成28年2月定例会の請願には、平成27年12月定例会で継続審査となった請願6件を含む。  
 注6) 平成28年6月定例会の請願には、平成28年2月定例会で継続審査となった請願2件を含む。  
 注7) 平成28年9月定例会の請願には、平成28年6月定例会で継続審査となった請願9件を含む。  
 注8) 平成28年12月定例会の請願には、平成28年9月定例会で継続審査となった請願5件を含む。  
 注9) 平成29年2月定例会の請願には、平成28年12月定例会で継続審査となった請願10件を含む。  
 注10) 平成29年6月定例会の請願には、平成29年2月定例会で継続審査となった請願5件を含む。  
 注11) 平成29年9月定例会の請願には、平成29年6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。  
 注12) 平成29年12月定例会の請願には、平成29年9月定例会で継続審査となった請願10件を含む。

## 平成29年 議会運営状況

### 1. 定例会・臨時会の日程

区分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月7日	～	3月23日	45日間	11日間
6月定例会	6月7日	～	7月10日	34日間	8日間
9月定例会	9月6日	～	10月20日	45日間	9日間
12月定例会	11月29日	～	12月22日	24日間	7日間
合 計				148日間	35日間

### 2. 議案・諮問審議結果

区分	議案内容等	審議結果		件数
2月定例会	予算議案	原案可決	36件	110件
		承認	1件	
	条例議案	原案可決	37件	
		承認	1件	
	一般議案	同意	28件	
委員会提出議案	原案可決	1件		
6月定例会	予算議案	原案可決	5件	32件
		承認	1件	
	条例議案	原案可決	8件	
		承認	1件	
	一般議案	同意	9件	
委員会提出議案	原案可決	1件		
9月定例会	予算議案	原案可決	5件	47件
		認定	1件	
	決算議案	認定及び原案可決	2件	
		継続審査	1件	
	条例議案	原案可決	7件	
		原案可決	17件	
	一般議案	承認	1件	
		同意	10件	
議員提出議案	原案可決	2件		
	否決	1件		
12月定例会	予算議案	原案可決	6件	46件
	決算議案	不認定	1件	
	条例議案	原案可決	14件	
	一般議案	原案可決	18件	
		承認	1件	
	議員提出議案	同意	5件	
	原案可決	1件		
計				235件

注1)平成29年12月定例会の決算議案は、平成29年9月定例会で継続審査となった議案である。

### 3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果	備 考
2月定例会	19件	不採択	10件
		継続審査	5件
		取り下げ	4件
6月定例会	27件	不採択	19件
		継続審査	6件
		取り下げ	2件
9月定例会	14件	不採択	4件
		継続審査	10件
12月定例会	23件	不採択	15件
		継続審査	6件
		取り下げ	2件
計	83件		

注1)平成29年2月定例会の請願には、平成28年12月定例会で継続審査となった請願10件を含む。

注2)平成29年6月定例会の請願には、平成29年2月定例会で継続審査となった請願5件を含む。

注3)平成29年9月定例会の請願には、平成29年6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。

注4)平成29年12月定例会の請願には、平成29年9月定例会で継続審査となった請願10件を含む。

# 議員の活動内容

平成30年7月31日現在

## 1. 議会活動

### (1) 地方自治法に規定されている会議

(平成30年) ※1月～7月	
・本会議	15日
・常任委員会	56回
・特別委員会	21回
・議会運営委員会	22回

### (2) その他の会議

- ・議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長連絡会議
- ・全員協議会 等

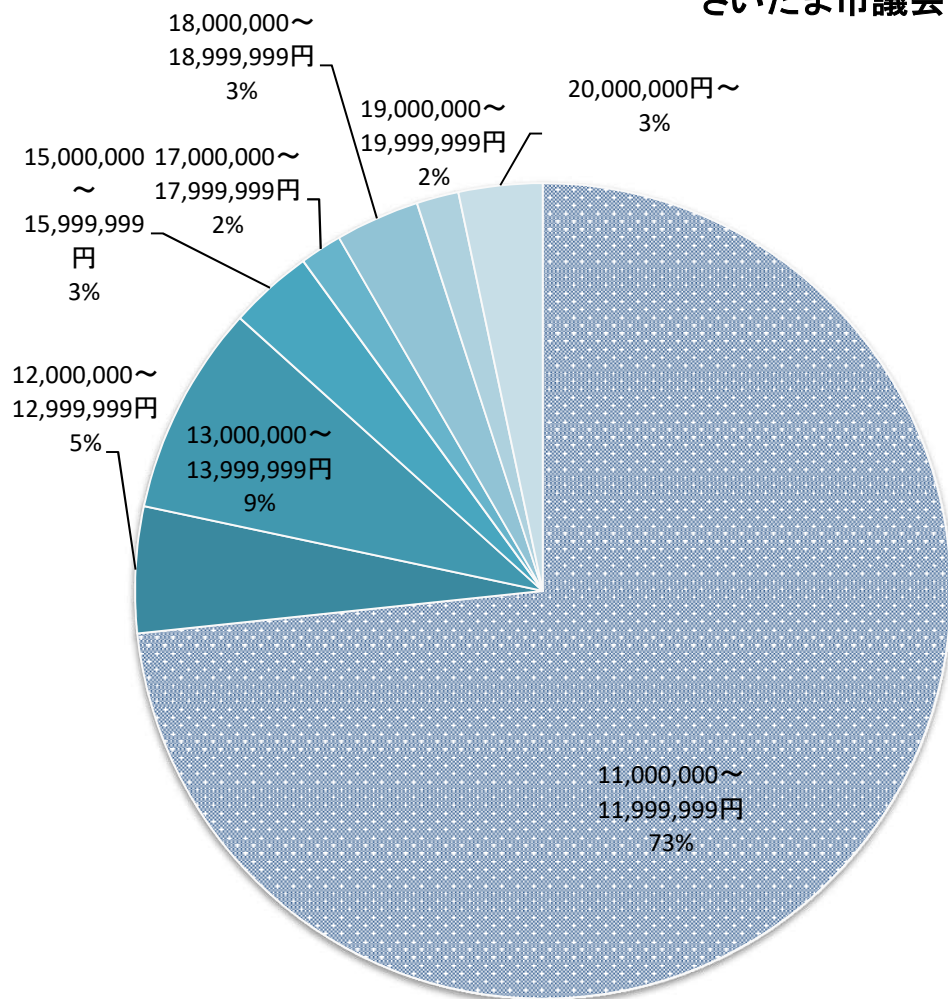
## 2. 正副議長の公務（平成30年1月～7月）

議長	172日	467件	(内、土日祝祭日	46日	84件)
副議長	144日	346件	(内、土日祝祭日	33日	41件)

## 3. 議員活動

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

## さいたま市議会議員の所得分布



所得額別の人数

所得額	人数(人)
11,000,000～11,999,999円	44
12,000,000～12,999,999円	3
13,000,000～13,999,999円	5
15,000,000～15,999,999円	2
17,000,000～17,999,999円	1
18,000,000～18,999,999円	2
19,000,000～19,999,999円	1
20,000,000円～	2
合計	60

<参考>市議会議員の年齢構成と期数

年代	1期	2期	3期	4期以上	平均
25歳～34歳	1人	1人	0人	0人	1.5期
35歳～44歳	6人	2人	2人	0人	1.6期
45歳～54歳	2人	11人	1人	3人	2.4期
55歳～64歳	4人	3人	5人	8人	3.3期
65歳～	0人	1人	0人	10人	5.5期

平成30年4月30日現在

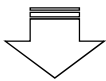
# 地方議会・地方議員の在り方について

## 【地方議会を取り巻く状況】

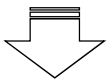
地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性



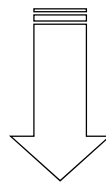
自己決定権の拡大



地方議会の担う役割と責任が増大



地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化



自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

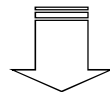
## 【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「专业化」
- ・議員活動領域の拡大

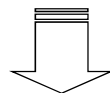
住民の代表者として自主的・自立的に判断  
その責任を住民に対して負う



- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行



- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保



## 【指定都市議会議員の特性】

### 基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

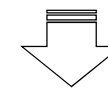
+

### 指定都市の議員として

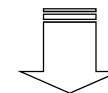
指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる



「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行



## 消費者物価地域差指数（全国平均＝100）

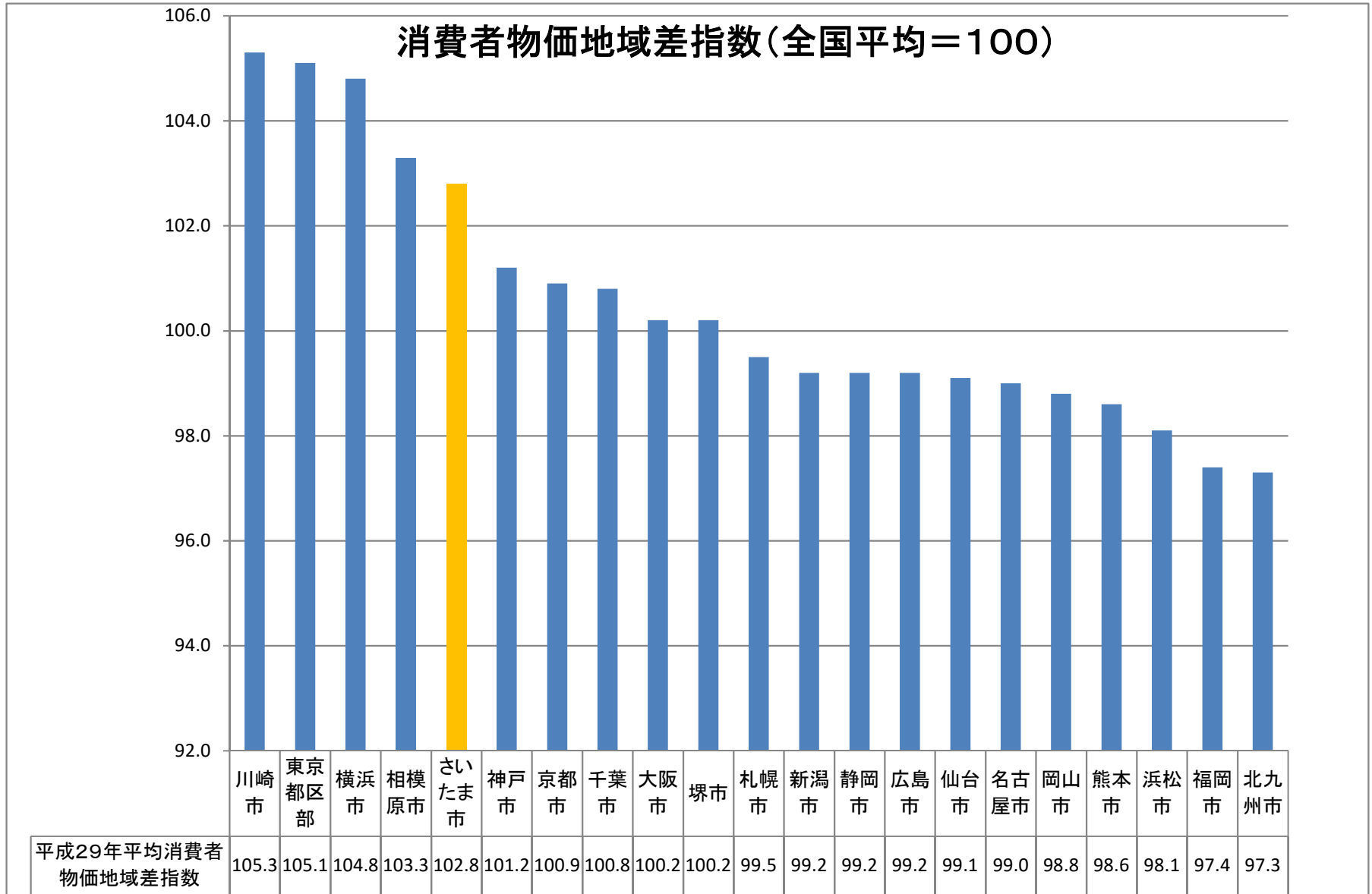
平成29年（2017）

地 域	持家の帰属家賃	家賃を除く総合	食料
	を除く総合		
00000 全 国	100.0	100.0	100.0
01100 札 幌 市	99.5	100.5	100.5
04100 仙 台 市	99.1	99.2	97.4
15100 新 潟 市	99.2	99.4	101.0
11100 さ い た ま 市	102.8	101.9	101.5
12100 千 葉 市	100.8	100.8	101.8
13100 東 京 都 区 部	105.1	102.9	103.2
14130 川 崎 市	105.3	103.6	102.7
14100 横 浜 市	104.8	103.8	102.7
14150 相 模 原 市	103.3	102.9	103.3
22100 静 岡 市	99.2	99.0	99.2
22130 浜 松 市	98.1	98.6	98.7
23100 名 古 屋 市	99.0	99.0	98.8
26100 京 都 市	100.9	101.1	100.6
27100 大 阪 市	100.2	99.9	99.4
27140 堺 市	100.2	100.5	99.8
28100 神 戸 市	101.2	100.9	100.5
33100 岡 山 市	98.8	99.3	101.2
34100 広 島 市	99.2	99.7	101.3
40100 北 九 州 市	97.3	97.9	97.5
40130 福 岡 市	97.4	98.1	94.9
43100 熊 本 市	98.6	99.7	101.5

注 1) 小売物価統計調査（構造編）「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

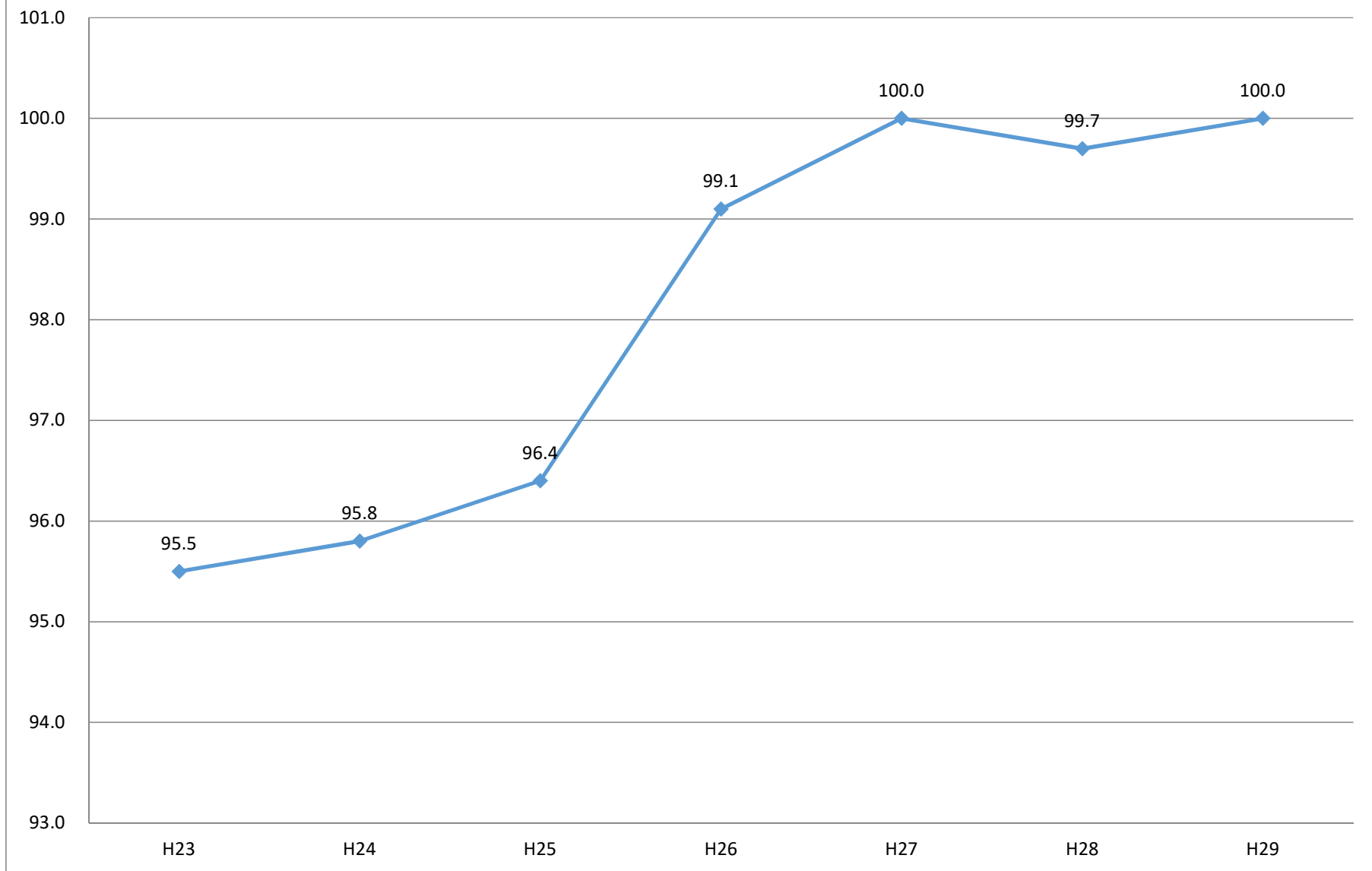
2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。

3) 市の区域は、平成26年6月11日現在の区域による。





## さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



平成27年=100

## さいたま市の財政状況

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	政令指定都市 平均(単純) (H28)	20政令指定 都市中の順位 (H28)
財政力指数	1.015	0.995	0.97	0.97	0.97	0.98	0.98	0.87	3位
経常収支比率 (%)	90.2	92.3	92.8	94.5	96.7	95.6	95.7	96.9	8位
実質公債費比率 (%)	6.1	5.4	5.4	5.5	5.2	5.0	5.0	9.8	3位
将来負担比率 (%)	47.7	43.1	34.1	25.7	26.9	9.7	5.4	106.0	2位
地方債残高 (百万円)	399,886	411,035	418,671	424,585	434,978	435,171	432,798	902,292	7位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	329	336	336	339	344	343	338	637	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を除いた19市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いが、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超えると国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超えると国への報告が必要となる。

## 退職手当の支給割合について

### 1. 一般職の退職手当の引下げ

国家公務員の退職手当支給水準は、概ね5年毎に官民の退職給付を比較して官民均衡を図っており、直近では平成30年1月に、退職手当の引下げが行われました。

なお、引下げは一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職においても実施されています。

一方、地方公務員の退職手当については、国からの技術的助言を踏まえ、各地方公共団体において、国に準じた必要な措置が講じられてきたところです。

**本市の一般職は、国に準じて、平成30年度から引下げを行いました。**

### 2. 他の政令市の動向

任期・職責が同等である他の政令市の特別職の状況については、現在、**20政令市中8市**が一般職に準じた引下げを行っています。

#### ● 特別職の退職手当の算出方法

$$\text{退職手当} = \text{給料月額} \times \text{支給割合} \times \text{勤続月数}$$

#### ● 一般職の退職手当の引下げの状況

期間	調整率
平成27年4月1日～平成30年3月31日	87/100
平成30年4月1日以降	83.7/100

#### ● 政令市特別職の支給割合の状況

平成30年9月	市長			副市長		
	引下げ前	引下げ後	差	引下げ前	引下げ後	差
引下げ済平均（8市）	52.3/100	49.9/100	▲2.4/100	36.6/100	35.1/100	▲1.5/100
政令市平均（17市）	52/100		/	37/100		/
さいたま市	50/100		/	33/100		/

※ 8市：札幌市、仙台市、新潟市、川崎市、横浜市、京都市、福岡市、熊本市